

(一社)九州貸切バス適正化センター 令和3年度第2回諮問委員会 議事内容

日 時：令和4年3月16日(水)13:30~15:00

場 所：陸運会館6階小会議室

出席者：(適正化事業諮問委員) 中倉委員(委員長)、吉城委員、古村委員、北村委員  
(適正化センター) 辰巳代表理事(会長)、大迫事務局長、坂元事務員

議事録

定刻となったので、事務局長が開会を宣言し、4名中4名全委員の出席があり、諮問委員会が成立していることを宣言し、適正化センター会長から諮問の趣旨の説明があり、以下諮問委員長指揮で委員会が始まった。

【諮問事項の審議】

中倉委員長：諮問1の「令和4年度の事業計画・収支予算ならびに資金計画について」事務局から説明してください。

事務局：資料1により説明

古村委員：コロナ禍で営業所、車両数が減少したが、Go Toが始まったりインバウンドが比較的早い時期に回復する等により、その数が回復することは想定されるか。また、そういった場合指導員は6名体制で足るのか。

事務局：需要回復は厳しいと考える。体制については、1日2事業所巡回等効率化を図り問題は無いと考える。

吉城委員：旅費支出が前年度より100万円増加している理由は。

事務局：前年度予算は、コロナ禍において負担金を減額し事業者負担を抑えるため令和元年度比で人件費以外の経費を2割削減で組んだ。旅費についても本年度の執行状況では予算より200万円オーバーせざるを得ない。事業所減と長崎分を勘案して100万円の増額とした。経費削減については昨年退職した前任者阿部分の不補充であったり、緊急事態期間中は巡回指導が出来ない為、指導員の出勤日数を半減させ日割り減額、休業手当を日額の80%とし雇用調整助成金を受給する等経費の削減を行ってきたところである。来年度予算については、事業所減、車両数減による単価増となるため提示した予算でお願いしたい。

吉城委員：運用方針にあるWEB等による非対面での実施は行っているのか、あるいは今後行う予定はあるのか。

事務局：これについては、昨年出された運用方針の中で示されたものでコロナ禍の下、対面での実施が不可能な場合、行うことが出来るとされたもので、九州については巡回が出来ない期間については、現場で行うことが最善と考える。今年度については9月の解除前に16件試行的に実施した。事前の書類送付、電話やりとり等で事業者・センターそれぞれの負担増となった。来年以降も宣言期間中の手段としては考えている。

中倉委員長：実施計画の中で大分県と長崎県は県バス協会ですれるということで、委託という形になるのであろうが、それは県バス協会からの申出を受けてのものという理解で良いか。

事務局：そうである。大分県は理事会の席での申し入れがあり、検討のうえ、本年度から委託契約締結。長崎県については、昨年度の県バス協総会前の理事会で議案が審議され決議がなされたと報告があった。

中倉委員長：それぞれの県バス協会単位で自前で巡回を行って行くと、残された県の事業者の負担金単価はおのずと重くなるということか。

事務局：そこについてはこちらも危惧するところであり、各県協会の会長には現状報告を行ってきた。巡回指導については国の行った施策であるので、本来適正化機関が行うべきと今後とも訴えてゆきたいと考える。

中倉委員長：委託を受けるバス協会がその体制・能力等について受託の要件を満たすとの判断はどこでどのように行われるのか。

事務局：国が事前に行う研修を受講させ、最終的な国への報告に至るまで現在行うレベルと差が出ないようにしている。

中倉委員長：年々剰余金が増加し、現在2,600万円程あるが、これの用途について決まりはあるのか。

事務局：リスク経費として年度予算の10%を加算して負担金を頂いているが、これを繰り越しているの通常である。採用予定人員が確保出来なかった事などにより剰余金が膨らんでいるところである。現在も行っているが、今後は負担金の軽減の為、年度計画時に繰り入れてゆくものと考えている。次年度さらに翌年度については、剰余金減少の為、繰入額も減少し負担金額は増加する方向に働く。

古村委員：他ブロックで各県協会が巡回を行っているところはあるのか。

事務局：関東はバス協会の非加盟事業者だけ行い、加盟事業者は各県協会が行っている。中部は静岡県だけがバス協会で行っている。

以上の議論があり諮問1について満場一致で可決した。

中倉委員長：諮問2の「令和4年度事業負担金の額及びその徴収方法について」事務局から説明してください。

事務局：資料2により説明、諮問2について満場一致で可決した。

中倉委員長：諮問3の「(一社)長崎県バス協会との業務委託契約について」事務局から説明してください。

事務局：資料3により説明

古村委員：事務手続き分として経費負担を受託するバス協会に求める考えは無いのか。

事務局：貰っても良いという考えもあるが、これまでの経緯もあるので現状通りの整理としたい。

以上の議論があり諮問3について満場一致で可決した。以上で、諮問事項の、全ての審議が終了した。

中倉委員長：報告事項の「令和3年度事業執行状況報告」を事務局から説明してください。

事務局：資料4により説明。

中倉委員長：負担金の未納事業者が4社、支払わない理由は。

事務局：事業収入が無いため払えない、事業者が移転し運輸局に移転先を教えて貰い、通知を出したが返事がない等、事業が出来ていないということであろうが、それでも殆どの事業者様は納付頂いている。局から支局を通じて支払の働きかけをしてもらい、納付を受けた事業者もある。猶予、分割の申出があればその手続きを行う。

中倉委員長：先だっで行われた理事会で大きな疑義や意見はあったのか。

事務局：議案としては異議なく通していただいたが、経費面・負担金についての質問事項はあった。

北村委員：コロナ禍が2年以上続く中、バス事業者の経営が厳しい状況が続いており負担金納付もままならなくなり、このままでは、安全対策に手が回らなくなったり、安全が蔑ろになる状況が出てくるのではないか。事業者の負担金だけで、安全を担保させるのは酷ではないか。

事務局：毎年行われている全国連絡会議においても国からのセンターへの補助なり、事業者への補助なりが必要であると意見し続けているが、進展がないのが現状。県によっては運輸振興助成交付金を活用して、負担金の補助制度を行っている状況。

以上の議論があり報告事項について了解し、諮問委員会の終了を宣言した。